

雄武町水道スマートメーター導入仕様書

(仕様書の範囲)

第1条 本仕様書は、水道自動用無線通信端末（以下、無線通信端末）、付随する水道自動検針システム及び利用者 Web 通知システム（以下、Web 通知システム）を導入するため、必要事項を定めるものである。

(購入内容および納入期限)

第2条 当該事業の範囲は、無線通信端末の購入と付帯する水道自動検針システムおよび Web 通知システム導入と各種設定を含むものとする。

- (1) 無線通信端末および取付資機材の購入（2,400 台）：令和7年7月末まで
(納品方法、場所は別途指示)
- (2) 上記(1)を利用するための通信回線：無線通信端末納品日の前日まで。
- (3) 水道自動検針システム：無線通信端末納品日の前日まで。
- (4) Web 通知システム：令和8年1月末日まで。

(導入に向けた支援)

第3条 受注者は、以下内容について協力すること。

- (1) 無線通信端末の設置工事：設置工事は本プロポーザルとは別に設置業者を選定することから、設置業者への施工説明等に協力すること。なお無線通信端末は隔測表示機と接続することを基本とする。
(工事管理、設置に関する住民への事前周知当は雄武町で実施する)
- (2) システムデータ連携：雄武町利用の水道料金システムと第2条第1項第3号及び第4号のデータ連携に関するシステムベンダーとの協議および調整。
- (3) 設置後の不通箇所調査：同条第1項第2号の完了後に通信が不安定または不通箇所等が発生した場合は、雄武町と設置業者が実施する調査に協力すること。

(検査・保証等)

第4条 受注者は、業務が完了した場合は完了届および成果物等を納入し、雄武町の検査を受けること。検査の結果、これに合格しなかった場合は、雄武町の指示に従い必要な修正を行うこと。なお、無線通信端末および水道自動検針システムは設置工事前に納品検査を実施する。

第5条 受注者の保証期間は検査合格の日から1年間とする。予備として雄武町が保管する無線通信端末の保証についても、雄武町の責めに帰すべき事由による場合を除き、検査合格の日から1年間とする。

(法令の遵守および秘密保持)

第6条 受注者は、業務の履行にあたり、電波法、電気通信事業法等の関係法令のほか、雄武町の各種例規を遵守すること。また雄武町と受注者双方において以下事項を遵守すること。

(1) 情報管理

雄武町および受注者は、得られた情報を適切に管理し、情報の紛失、破壊、改ざん、盗難、漏洩および不正利用等が生じないよう万全の対策を講じること。

(2) 情報開示

雄武町および受注者は、情報を第三者に開示または漏洩してはならない。ただし、契約書類等を第三者に開示する必要がある場合で、相手方の事前承認を得たときはこの限りではない。このとき、開示者は、当該第三者に本仕様書において自己が負うのと同等の義務を課し、かつ当該開示に伴う全責任を負うものとする。

(3) 情報廃棄

雄武町および受注者は、契約が終了した場合は、相手方から提供された情報について、相手方の指示に従って返還または廃棄すること。

(4) 損害賠償

雄武町および受注者は、自身の責に帰すべき理由により、相手方又は第三者に損害を与えた場合にはその損害を賠償すること。

(通信回線の前提条件)

第7条 無線通信端末が自動検針システムに指針値等を伝送するために必要な通信回線はLTECat. M1、LTE (Cat. M1+eDRX)、NB-IoT 及び電力スマートメーター通信方式とする。

(システム利用の前提条件)

第8条 各種システムはクラウド型サービスで提供すること。システムに接続する際は必要なセキュリティ対策を施したうえで、LWAN 回線等で利用できること。

(システム利用端末の前提条件)

第9条 雄武町の業務パソコン等システム利用端末は以下の利用環境を前提とすること。
ソフトウェア等のインストールが必要な場合は、業務パソコンの対応方法を提案書に明記し調達および導入に係る費用も本契約に含めること。

(1) OS : Windows10 以上・Android10 以上・iOS12 以上

(2) ブラウザ : Microsoft Edge・Google Chrome・Apple Safari

(無線通信端末仕様)

第10条 無線通信端末の仕様は以下のとおり。(仕様に無い機能は別途提案すること)

(1) 無線通信端末は、現在雄武町に設置しているメーカーの電子式水道メーターまたは水道メーター用隔測表示器と有線で接続し、検針値、警報等を無線で送信する機能を有すること。

(2) 無線通信端末は屋外設置型とし、雄武町の過去の最低および最高気温の環境下においても動作可能なこと。

(3) 無線通信端末の電源は電池式であり交換が可能なこと。電池容量は所定の動作において利用開始後 10 年間使用できる容量を確保していること。

(4) 電池電圧低下のアラームを水道自動検針システムで確認できること。

(5) 無線通信端末は、端末の異常等を検知し遠隔で把握可能なものであること。

(6) 無線通信端末は、不具合および機能向上のためソフトウェアバージョンアップ等に対応可能なものであること。

(7) 無線通信端末は、水道メーターおよび水道自動検針システムとの接続状況が確認可能なものであること。

(8) 無線通信端末は、東京都水道局「自動検針メーター通信機能仕様 (Ver2.6A)」に準

抛した電文に対応したものであること。

- (9) 無線通信端末は、電子式水道メーターから1時間ごとの指針値を取得し、1日1回システムへ電文送信する機能を有すること。また、必要に応じて電文送信回数を変更できること。
- (10) 無線通信端末は、電子式水道メーターから発呼される警報情報をシステムに遅滞なく電文送信する機能を有すること。
- (11) 無線通信端末は、電子式水道メーターから最小1分毎のロードサーベイ値を取得し、システムに電文送信する機能を有すること。
- (12) 無線通信端末は、その期待耐用年数(10年)内に通信方式が利用中止(例:LTE⇒5G)となる等、機種全体が使用できなくなった場合、雄武町に負担が発生することなく個々の無線端末機で当該年数の使用を担保できるようにすること。

(水道自動検針システム仕様)

第11条 水道自動検針システムの仕様は次のとおり(仕様に無い機能は別途提案すること)

- (1) 電子式水道メーターから取得した各種情報を保存し、雄武町の業務パソコン等でデータを閲覧、取得できる機能を有すること。
- (2) 雄武町の業務パソコン等で定期検針日の検針値データをCSVファイルで取得できる機能を有すること。
- (3) 電子式水道メーターおよび無線通信端末から発呼される警報情報の電文を受信し、雄武町の業務パソコン等で遅滞なく確認できる機能を有すること。また、警報情報を遠隔リセットできる機能を有すること。
- (4) 雄武町の業務パソコン等でロードサーベイを起動し、データ取得できる機能を有すること。
- (5) 雄武町の業務パソコン等から、現地の電子式水道メーターに対して、警報情報等のしきい値を個別および一括で遠隔設定できる機能を有すること。
- (6) 現地での設置工事、水道利用者対応の際にスマートフォン等でシステムを使用できること。
- (7) 利用者氏名など個人情報を入力しなくとも利用可能なこと。システム利用にあたっては適切なセキュリティ対策が施されていること。

(Web通知システム仕様)

第12条 Web通知システムの仕様は以下のとおり。(仕様に無い機能は別途提案すること。)

- (1) 雄武町水道料金等システムとお客様情報や水栓情報等の連携機能を有すること。
- (2) システムは、利用者がスマートフォン等で使用できること。また、利用者がアプリをダウンロードすることで、アプリでも使用可能であること。
- (3) システムは、原則として、24時間365日稼働できること。
- (4) 不正アクセスや情報漏えい等を防止できる対策があること。
- (5) ID、パスワード等によるユーザー認証ができること。
- (6) 利用者がアカウント登録を実施する際は、偽装やなりすまし等を防止できる対策があること。
- (7) アカウント登録時の入力項目は、氏名、水道使用名義人氏名(氏名と水道使用名義人

と異なる場合のみ)、使用場所、電話番号、お客様番号（雄武町水道料金等システムの識別番号）とすること。なお、お客様番号が不明の場合は、任意とする。

- (8) アカウント登録後、過去2年分の使用水量、水道料金を遡って照会できること。
- (9) 入力必須項目（氏名、使用場所等）が未入力の場合は、エラーメッセージが表示できるか、以降の入力作業ができないなどの仕組みを有すること。
- (10) 水道の使用開始申し込み及び使用中止申し込み、名義変更申込ができること。
- (11) 検針結果、請求予定金額、請求確定金額及び口座振替済みのお知らせが通知できること。
- (12) 支払方法が納付制の利用者へ、支払いの請求通知ができること。また、未納の場合は、請求月翌月の督促請求通知、翌々月の催告請求通知ができること。
- (13) 利用者へのお知らせ（水道メーター交換のお知らせ、料金改定のお知らせ等）の、一斉通知、個別通知ができること。
- (14) 将来、雄武町の要望に応じて口座振替やクレジット払いのWeb申し込みに対応できる機能を有すること。ただし、決済代行会社は協議のうえ選定する。
- (15) スマートメーターとの連携による、見守りサービスや漏水検知に対応できる機能を有すること。
- (16) 本システムの利用者数、各サービスの申し込み状況等が照会できること。
- (17) 雄武町職員からの問い合わせに対応できるコールセンター等を有すること。

（システム利用料等）

第13条 各種システム利用に関わる料金はシステム利用開始日から発生するものとする。

（疑義事項）

第14条 本仕様書において、明示なき事項または疑義が生じた場合は、その都度、雄武町と協議のうえ決定すること。